

居宅介護支援事業所 ケア オフィス ウィッシュ しおじり 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社ウィッシュが設置運営するケア オフィス ウィッシュ しおじり（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者からの相談に応じ、要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助につとめる。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の運営に当たっては、保険者、他の在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等及び医療関係との連携に努める。
 - 5 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。
 - 6 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行う。
 - 7 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」を遵守する。

（事業所の名称）

第3条 この事業を行う事業所の名称は「ケア オフィス ウィッシュ しおじり」と称する。

（事業所の設置）

第4条 事業所は、塩尻市広丘野村 2050-10 に設置する。

（実施主体）

第5条 事業の実施主体は、株式会社ウィッシュとする。

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第6条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者： 1 名

1. 管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行うこと。
2. 管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

（2）介護支援専門員： 1 名以上とし、業務の状況に応じて増員する。なお、当該増員について非常勤の者を充てることができる。

1. 介護支援専門員は、第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
2. 介護支援専門員は、利用者 35 名に対して1 名を標準とし、その端数を増すごとに1 名を増員する。また、介護支援専門員が他の業務と兼任することは差し支えないが、介護老人福祉施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は行わない。

（3）事務員：事務員（兼務）は、介護支援専門員の補助の業務にあたる。

- 2 介護支援専門員のサービスの取扱いに関する基準は厚生省令第38号第13条を遵守する。
- 3 職員の資質向上のために採用時および定期的研修を確保する。
- 4 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業時間は、就業規則に準じて以下の通り定めるものとする。

（1）営業日は月曜日から土曜日とする。ただし国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

（2）営業時間は、月～土 午前9時00分～午後6時00分

（3）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を整備する。

（居宅介護支援の提供方法）

第8条 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時または利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示する旨を指導する。

- 2 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。
- 3 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意

思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 4 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する 1 か月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 5 要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続を行う。
- 6 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がない場合、業務の提供を拒否しない。
 - (1) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
 - (3) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知する。

(居宅介護支援の内容)

第9条 居宅介護サービス計画の作成

(1) 居宅介護サービス計画の担当配置

介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

(2) 利用者等への情報提供

居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者またはその家族がサービスの選択が可能となるように支援する。

(3) 利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

(4) 居宅サービス計画の原案作成

介護支援専門員は、利用者、家族が指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。
また、委託による予防給付のプランの原案を作成する。

(5) 使用する課題分析票の種類

事業所では居宅介護サービス計画を作成するにあたり、できるだけ利用者の希望にそった方式を使用するものとする。

(6) 担当国会議

介護支援専門員は、サービスの担当国会議を開催し、当該居宅介護サービス計画

の原案内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(7) 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

3 介護保険施設の紹介等

(1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める 場合又は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望する場合には 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(2) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第10条 事業所は、申請支援、居宅介護サービス計画作成費については、利用者及びその家族からの費用負担は一切求めない。

2 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受けることができる。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の事業の実施地域については、塩尻市の区域とする。(ただし、北小野地区、檜川地区は除く)

その他地域においては相談内容等により実施可能とする。

2 特定事業所集中減算が発生した年度については、半期に一度市町村へ届け出るものとする。過去に実績のあるサービス事業所としては以下の通りである。

- ・株式会社ツクイ
- ・社会福祉法人社会福祉協議会
- ・株式会社ヒライデ
- ・エフビー介護サービス株式会社
- ・株式会社ウィッシュ

（法定代理受領サービスに係る報告）

第12条 指定居宅介護支援事業者は、毎月保険者に対し、居宅介護サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第13条 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（秘密保持）

第14条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。またそれに必要な措置を講ずる。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとし、該当サービス事業所等に関しても周知を図るものとする。

① 虐待の防止に関する責任者：勝野真紀子

② 従業員への研修方法：定期的な社内研修や、その他虐待防止社外研修の受講

2. 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応として、高齢者虐待防止法に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口にも速やかに通報する。この時に、市町村に通報することなく、当該事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進めることとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所の会計は他の会計と区別することとし、毎年9月1日から翌年の10月31日の会計期間とする。

2 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

3 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利

用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

4 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録を整備する。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から2年間保存する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この運営規程は令和5年5月1日より施行する。

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	ケア オフィス ウィッシュ しおじり
所在地	長野県塩尻市広丘野村2050-10
事業者指定番号	2071500793
管理者・連絡先	管理者 勝野真紀子 080-3488-8176
サービス提供地域	塩尻市(ただし、北小野地区、檜川地区は除く)

2 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	1名
介護支援専門員	1名以上(主任介護支援専門員1名)
事務担当職員	1名

3 サービス提供地域

塩尻市(ただし、北小野地区、檜川地区は除く)、その他必要に応じて。

4 サービス提供時間

区分	平日	土曜日	休祭日
提供時間	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	

(注1) 年末年始(12/30～1/3)は「休祭日」の扱いとなります。

(注2) 但し、電話等により365日24時間対応。

5 利用者負担金

(1) ケアマネージャーについては、現在のところご利用者様からの御支払いはありません。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合でも、その交通費は無料です。ただし燃料代等価格が高騰した場合はご負担していただく場合もあります。

6 当社のサービスの方針等

株式会社ウィッシュは様々な人々が住み慣れた地域において安心して快適な生活が続けていく為に、より多くの願いを叶えるサポートをすることをめざすものとする

7 緊急時等の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	決められた医療機関等
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

8 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様 相談コーナー	電話番号 0263-50-5161 fax 番号 0263-51-0133 相談員（管理者）勝野 真紀子 対応時間 9：00～18：00
-----------------	---

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険 相談窓口 塩尻市役所長寿課	所在地 長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号 電話番号 0263-52-0285 fax 番号 0263-52-1158 対応時間 8：30～17：00 ○その他市町村にも相談窓口があります
長野県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 長野市大字西長野字加茂北 143-8 長野自治会館 4.5F 電話番号 026-238-1555 fax 番号 026-238-1581 利用時間 8：30～17：00

9 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下の通りです。

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示の状況	

10 当社の概要

名称・法人種別	(株)ウィッシュ
代表者名	勝野 眞紀子
本社所在地・電話	塩尻市広丘野村 2050-10
業務の概要	訪問介護・居宅介護支援事業 総合事業 居宅介護・障がい者（児）相談支援事業
事業所数	6事業所

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	長野県塩尻市広丘野村 2050-10
	法人名	株式会社ウィッシュ
	代表者名	勝野眞紀子 印
	事業所名	ケア オフィス ウィッシュしおじり
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、確認し同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	印

個人情報の取り扱いに関する同意書

ご利用者様と事業者の間で締結された居宅介護支援契約書に基づき、サービス担当者会議等や医療機関との連絡調整、介護報酬請求診査及び支払に関する問い合わせ、居宅介護支援を提供する上で必要があるときは、ご利用者様またはそのご家族等の個人情報を居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関、市町村の職員、介護報酬請求診査及び支払機関等口頭及び通信機器等において提示することに同意します。

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

2. 使用する期間

契約終了後5年をめやすとする。

3. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

第三者へ個人情報を提供する場合の利用目的内容

- ① お客様に提供する介護サービス
- ② 当社の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ③ 他の医療・看護・介護・行政等支援者の連携を取る為
- ④ 家族等への状況説明
- ⑤ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑥ 賠償責任保険等に係る専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑦ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力等）

個人情報の取り扱いに関して、事業所から説明を受け確認し同意しました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代 理 人	住 所	
	氏 名	印